

事 業 評 価 書

補 助 事 業 名	岐阜飛行場関連特定事業 (医療に関する事業：各務原市こども医療費助成事業)		
補 助 事 業 者 名	各務原市長		
実 施 場 所	各務原市地内外		
補助事業の成果の目標	こどもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭における経済的負担の軽減を図り、こどもの健康保持及び生活環境の向上を目標とする。		
補助事業の内容	<p>0歳から中学3年生(15歳に達する日の属する年度の末日まで)のこどもを対象とし、けがや病気により通院及び入院した際の医療費について助成を行う(所得制限なし)。</p> <p>対象者には、「福祉医療費受給者証」を交付し、岐阜県内の医療機関等においては、窓口にて保険証と一緒に提示することで、一部負担金の支払いが生じないこととしている(現物給付)。</p> <p>岐阜県以外の医療機関等で受診した場合は、いったん窓口で一部負担金を支払い、後日必要な書類(保険証、医療機関の領収書、受給者証及び振込先金融機関口座)を添えて、医療保険課に医療費助成の申請により、支給している(償還払い)。</p>		
補助事業の始期及び終期	令和5年度		
事業費及び交付金額		令和5年度	計
	事業費	309,596,354円	309,596,354円
	交付金額	200,106,000円	200,106,000円
補助事業の成果及び評価並びに地域住民への周知の実施状況	<p>助成件数は、122,684件で7月から3月までの間に309,596,354円をこども医療費として支出したので、1件当たり2,524円の医療費を助成したことになる。このことから、こどもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭における経済的負担の軽減が図られ、目標を達成できたものと評価できる。</p> <p>また、周知実績については、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用している旨をホームページに掲載するとともに、受給者証更新時に対象者へ送付する際、その旨を通知に記載をしている。</p>		
事業の改善策及び今後の対応	無		
事業評価に際しての第三者機関の活用の有無	無		